

府 食 第 23 号
令和 6 年 1 月 25 日

環境大臣
伊藤 信太郎 宛

食品安全委員会
委員長 山本 茂貴

食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行う
ことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和 6 年 1 月 17 日付け環水大管発第 2401171 号により貴省から当委員会に対し照会された事項については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 36 号）の施行に伴う規定の整理のための改正であり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。